

あなたのフォークリフトは違法に整備されていませんか？ 大型特殊自動車(フォークリフト)の特定整備^{※1}を 認証工場^{※2}以外で実施することは違反です！

特定整備の種類・作業範囲の例(次のような装置の点検・整備(特定整備)は国の認証を受けた工場以外ではできません)

操縦装置

かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造

動力伝達装置

動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く。)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造

制動装置

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く。)、若しくはディスクブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

走行装置

走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く。)、又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く。)の整備又は改造

原動機

原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造



※1 特定整備

道路運送車両法第四十九条2項において「原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置(第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。第九十九条の三第一項第一号において同じ。))を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造(同号に掲げる行為を除く。))であつて国土交通省令で定めるもの」とされており、また、同法第九十一条第2項において「自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した特定整備記録簿の写しを交付しなければならない。」とされており、

※2 認証工場

道路運送車両法第七十八条において、「自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。」とされており、ここでいう認証工場とは国土交通省地方整備局長(沖縄県は総合事務局長)による特定整備の認証を受けている事業場を指します。

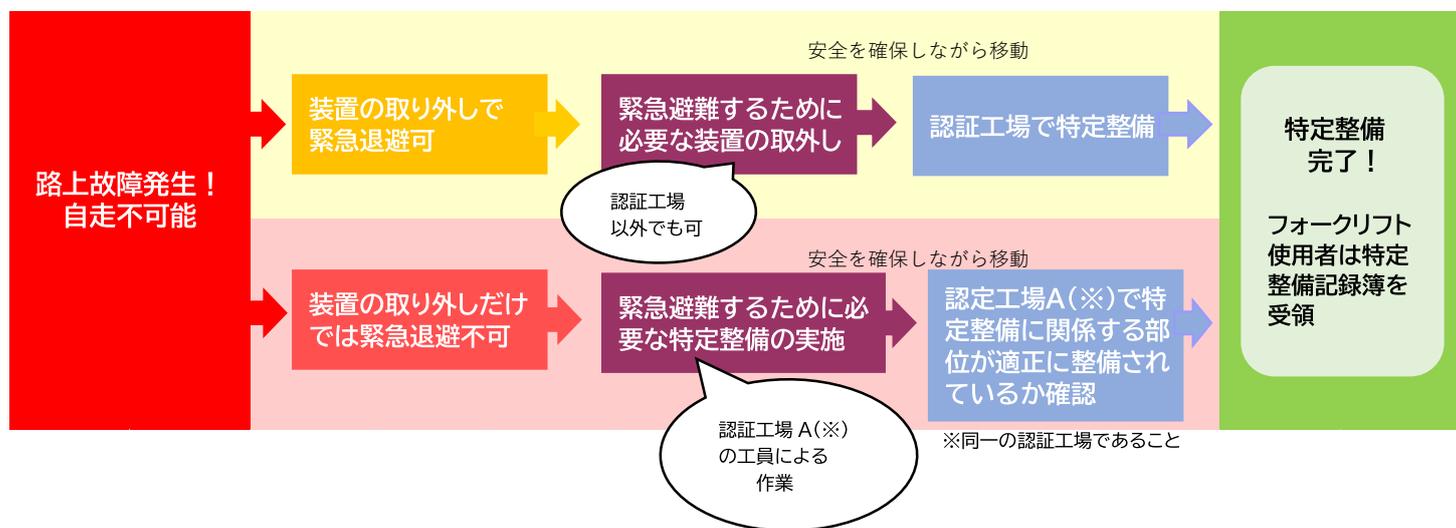
事故や故障等で道路上等から緊急退避させる際には 適切な対応が必要です！

令和2年10月29日の国土交通省自動車局整備課長による「路上故障等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて(国自整194号)」にて、安全を確保できる場所ならびに道路交通の妨げにならない場所に路上故障車両を緊急退避させることを目的として、認証工場以外での作業が例外的に認められています。

以下フローを参考としていただき、故障した際は、認証工場を持つ点検整備業者にご相談ください。

路上故障車の対応フロー

認証工場に対応相談してください！



- 大型特殊自動車(フォークリフト)を安全に使用していただくため、特定整備は必ず設備が整った認証工場で行う必要があります。原則として認証工場以外での場所(故障現場等)では特定整備を行えませんが、故障車両等の緊急退避のための作業は上記工程を順守することで認められています。
- 緊急退避のための作業であることから、路上での特定整備の安全性を確認するため、必ず認証工場での特定整備を完了(できれば確認と特定整備記録簿の発行)しなければなりません。

問い合わせ先